

滋賀県過疎地域等政策支援員設置要綱

令和5年7月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が「都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日（総行過第29号）制定）」に定める対象地域である過疎地域およびその他の条件不利地域の振興を図るために配置する「滋賀県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）」の業務等に関し必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 支援員は、過疎地域等を有する市町の区域内において、市町、地域住民、事業者等と連携し、次に掲げる業務について、市町施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事する。なお、過疎地域を有しない市町の支援業務に従事する場合は、過疎地域を有する市町の支援業務に従事する時間の合計を超えない範囲で行うものとする。

- イ 産業振興
- ロ 地域における情報化
- ハ 地域公共交通の確保
- ニ 生活環境の整備
- ホ 子育て環境の確保
- ヘ 高齢者等の保健・福祉
- ト 医療の確保
- チ 教育の振興
- リ 集落の整備
- ヌ 地域文化の振興
- ル 再生可能エネルギーの利用推進
- ヲ その他、過疎地域等市町の持続的発展の支援に関すること

(委嘱)

第3条 支援員は、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者を公表する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションをとることができる者
- (3) 前条に掲げる業務を遂行するにあたり、必要な専門知識や実務経験を有している者

(委嘱期間)

第4条 支援員の委嘱期間は、6か月以上1年以下で別に定めるものとする。ただし、更新(年度単位)を妨げない。

(身分)

第5条 政策支援員の身分は、会計年度任用職員とする。ただし、政策支援員が別に締結する「滋賀県過疎地域等政策支援員に係る業務委託(以下、「業務委託」という。)」の受託者から提供される人材である場合には、政策支援員の身分は、受託者の被用者とする。

(報酬等)

第6条 支援員が業務に従事した場合は予算の範囲内において、報酬又は謝金および費用弁償を支給するものとする。この場合において、報酬又は謝金の額については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。ただし、業務委託により実施する場合については、委託料のうちを含むものとする。

(守秘義務)

第7条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 支援員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を県に提出しなければならない。

(解任)

第9条 知事は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは委嘱期間の途中であっても、支援員を解任することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、支援員としての活動に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が支援員としてふさわしくないと認めるとき

(県の役割)

第10条 県は、支援員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 支援員が支援する市町との調整
- (2) その他、支援員の円滑な活動に必要なこと

付 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。